

財形住宅貯金

(平成19年11月20日現在適用中)

1. 商品名	・財形住宅貯金
2. 販売対象	・満55歳未満の勤労者
3. 預入期間	・5年以上
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入れ 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・1回当たり1,000円以上の金額 ・1円単位 ・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
5. 払戻方法 (1) 払出目的 (2) 全額払出 (3) 2段階払出	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち家としての住宅取得又は増改築（以下「住宅取得等」という）の費用の充当に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要となります。 ・住宅の取得等の日から1年以内に、取得費用を限度に1回に限り払い出します。 ・住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の90%又は取得費用のいずれか低い額を限度とし、1回に限り払い出します。 また、1回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に1回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各分割預入時および継続時における財形住宅貯金利率の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時に一括して支払います。 ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 ・20%（国税15%、地方税5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口へお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記5の目的以外で、払い戻した場合は、5年間遡って、利息に対し、20%課税されます。 ・預入された期日指定定期貯金の中途解約時の取り扱いに準じます。
10. 貯金（預金）保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております。